

東方協定とL・バルトウの外交

北島平一郎

目次

- 一 東方協定と東方ロカルノ
東方協定の条文
東方協定の効果
東方協定と連盟規約、ロカルノ条約
- 二 東方協定と関連条約
東方協定関係国間条約
東方協定論議
- 三 東方協定をめぐる仏ソ两国関係
第二章仏ソ協定
フランスの意図
- 四 東方協定の不成立
ドイツの東方協定拒否
ドイツ拒否の論法
- 五 東方協定と英国宥和政策
英国外交の東方協定修正点

東方協定と英国の有和的態度

六 む す び

一 東方協定と東方ロカルノ

東方協定（地域援助条約）（The Eastern Pact. Traité d'assistance régionale）の条文

東方協定は東方ロカルノと呼ばれる。この協定のねらったところは、独東国境につき、それがベルサイユ条約によつて確定せられた国境現状維持を確かなものとするための協定といふところにあつた。この成立にイニシアチヴをとつたのは、時のフランス外相ルイ・バルトウ（Louis Barthou）であつた。⁽¹⁾東方協定は、それが東方ロカルノと呼ばれるようにロカルノ条約の内容たる、独西国境の英伊独仏白国による安全保障と同様のものを独東国境に打ちたてようとする試みであつた。

ここには、東方協定の全文をかかげることから、東方協定の条文内容につき一瞥を与え、主として東方協定が最後に達成せずして終る経緯を考究しようとする。

一九三四年六月二七日、ロンドンのフランス大使によつて伝達された報告書に概説された東方協定。

一、ポーランド、ロシア、ドイツ、チェッコスロバキア、フィンランド、エストニア、ラトビア、リシアニアによつて調印されるべき地域援助条約（Treaty of Regional Assistance）。

第一部

(1) 締約国は、その一国の他の締約国に対する攻撃の場合に、国際連盟規約に従つて、直ちに相互に援助を与える

義務を負う。

(2) 条約参加国でない侵略国に対しては、締約国の如何なるものによっても何らの支持も与えられない。

第二部

(3) 一締約国による攻撃、もしくは攻撃の脅威ある (threatened attack) 場合、他の締約国は紛争をさける見地をもって、また平和への回帰を促進するため協議する。

(4) 締約国は、非締約国の一締約国に対する攻撃、もしくは攻撃の脅威ある場合、同様の義務を負う (undertake the same commitment)。

(5) 第二部(3)、(4)条に言及された協議は、他の利害関係国、或いは他の条約関係によってそれに参加する権能を有する国家にも適用される (could extend)。

(6) 一締約国が、連盟規約一〇条、一六条の規定によって利益を受ける場合、他の締約国は連盟によるこれら条項の完璧な適用を確保するよう努力する。

一、仏ソ協定 (Agreement between France and Russia, Traité entre la France et l'U.R.S.S.)

(1) フランス (とそしてドイツ) に対し、ロシアはあたかもソ連が大英国、或いはイタリアと同じ立場にたつ締約国であるかの如く、ロカルノ条約から発生する義務を受諾する。

(2) ロシア (とそしてドイツ) に対し、フランスはそれが締約国の場合、連盟規約一六条履行のために行動する場合でも、或いは規約一五条七項実現のために連盟総会或いは理事会が決定的行動に出る場合にも、地域協定 (Regional Treaty) 第一部一、二条の下に、それに対し生起する義務 (commitments) を引受ける。

説

(3) フランスは、もし事件が起つたなら、地域援助条約第二部三条の下に規定されている協議に参加するよう招請される。

三、一般協定 (A General Act. Acte général)

論

署名国—地域援助条約の全国家署名者並びにフランス。

②二個の前条約は、その性格平和維持に貢献するものと認められる。

③それらは、連盟組成国としての締約国の権利、義務に無条件に従う。

④三条約 (Three Acts) の効力発生は、⁽²⁾それらの批准とロシアの連盟加入による。

東方協定の効果

しかしながら、このテキストが、東方協定の全文であるとするならば、ここには東方協定がその内容とするとしている独東国境現状維持保障条項は見出せない。では何故東方協定が東方ロカルノと呼ばれるのであるか。この疑問が、ここで当然起ってくる。これについては、ルイ・バルトウは次の安全保障を東方協定全文から独東国境安全保障について予定しているのである。

仏政府は、東方協定によってポーランドの利益のために、ドイツによる侵略 (aggression) の場合ソ連、チェッコスロバキア、ラトビア、リシアニアの、ソ連による侵略の場合ドイツ、チェッコスロバキア、バルト三国の、チェッコスロバキアによる侵略の場合ソ連、ドイツの援助 (assistance) を期待できる。チェッコスロバキアの利益のためには、ドイツの侵略に対してはポーランドの、ポーランド、ソ連の侵略の場合ドイツの援助を期待できる。ソ連の場合、ドイツ、チェッコスロバキア (?) による侵略の場合ポーランドの、またバルト諸国の援助を頼みとできる。

バルト諸国のためには、ドイツによる侵略の場合ポーランドとソ連の、ソ連による侵略の場合ポーランドの、ポーランドによる侵略の場合はソ連の援助をそれぞれ期待できる等と予定していた。

最後にドイツの利益のためには、ソ連或いはチェッコスロバキアによる侵略に対してはポーランドの援助を、ポーランドによる侵略に対してはチェッコスロバキアの援助を、予定していた。なお隣国とはならない独ソ両国ではあるが、ドイツの利益のために、ポーランドによる侵略の場合ロシアの援助を (*l'assistance russe*)、ソ連の利益のために、ポーランドによる侵略の場合ドイツの援助を、フランスはそれぞれ予定するのであった。⁽³⁾

なおソ連がいまだ国際連盟の組成国にならない場合は、(ソ連は一九三四年九月一八日に正式に連盟に加入する) そのための権利、義務 (*des droits et obligations*) は、締約国の連盟組成国によつて留保 (*réserve est faite*) されることが宣言された。⁽⁴⁾

この仏政府の予定という仕組みの中で独東国境の現状維持に必要な施策が打出されているというのが、この東方協定の骨子となるのであった。これがまず東方協定が、東方ロカルノと呼ばれる所以のものである。

東方協定と連盟規約、ロカルノ条約

東方協定の効果が、右にみた如きものであるならその安全保障の程度は充分と言えた。それは、それぞれの国が危機に際して、その隣国から具体的援助を受けられることがこれにつき予定されていると考えられるからである。しかし実際は問題はしかく簡単ではなく、東方協定のテキストにみられる如く東方協定の効力発動は、国際連盟規約の枠内で行われるとなっている(第一部一条)。そしてそこには同規約一〇条、一五条七項、一六条等への言及がある。連盟の活動は、理事会、総会共に仲裁 (*arbitration*)、法的解決 (*judicial settlement*)、理事会による調査

論

(inquiry by the Council) 等を主たる内容としていて、武力発動と考えられるものは一六条にいう、今言及した連盟活動違反国への制裁発動の場合に限られると解される。従つて被攻撃東方協定国への仏政府によつて予定された前述の援助は、これよりして当然この連盟規約の枠内でのみ与えられると解釈しなければならないのである。

東方協定の効力については、その条文中の規定により国際連盟規約の条項にのつたものとなり、これは東方協定参加国中被攻撃国への武力援助という点からみると甚だ弱いとなる。それでは東方協定が、東方ロカルノと呼ばれる所以であるロカルノ条約の条文と東方協定のそれらとを対比してみるとどうなるかをみてみよう。ロカルノ条約は、独仏両国間国境、仏白両国間国境保障条約、独仏両国間、独白両国間仲裁、調停条約、独ポーランド両国間、独チエッコスロバキア両国間仲裁、調停条約、仏ポーランド両国間、仏チエッコスロバキア両国間相互保障条約から成り立っている。いま、その効力の強弱を忖度してみると、これはやはりロカルノ条約のそれ等の方が強いと考えねばならない。即ちロカルノ条約には連盟規約よりさへ明確な強い武力行使文言がある。「正当なる防衛権利の行使」(二条一項)「(条約) 侵犯が非挑発攻撃となり、また非武装地帯への軍隊の集合の理由で、ベルサイユ条約四二条、四三条の明白な侵犯があり、直接行動 (immediate action) が必要であるとき (is necessary)」ロカルノ条約には、仲裁委員会規定、理事会による問題処理規定等(二条)もあるが、なお締約国の一によるロカルノ条約二条侵犯、前述四二条、四三条侵犯の場合、他の締約国の各々は直ちに、非挑発によつてその侵犯の向けられた被攻撃締約国の援助に赴くことを約束する (immediately to come to the help) (四条三項)、三条による国家の一つが、紛争を平和的解決にゆだねること、或いは仲裁的、或いは司法的決定にゆだねることを拒否し、そして前述の二条、四二条、四三条侵犯を断行した場合、四条の条文を適用する等がそれである。

かく比較してみると東方協定の各条文は、それ自身武力援助に關しては、さきにみられる如く甚だしく直接的ではないと言わなければならない。更にちなみに東方協定の条文を一九世紀型同盟条約の文言と對比してみると例えは、一八八二年三国同盟には、「……他の二締約国は、攻撃された(締約国の一に)彼等の全兵力をもつて (with all their forces) 助力と援助 (help and assistance) を、与えねばならぬ」(二条)とあり、一九一四年八月のトルコ秘密同盟条約には、「ドイツは、オットマン領土 (Ottoman territory) が脅威された場合、必要とあらば武力 (force of arms) によつてそれを防衛する義務を負う」(四条)と規定されている。こういった明確な武力援助を規定した条文をもつ条約と比較してみれば、東方協定の援助規定が、事実上非常に解釈多岐にわたるいわば軟弱な条文であることが一層明瞭になるといわけばならない。

筆者は、さきに「幻の東方ロカルノ協定とロカルノ条約」なる一文をもつて、そこで以上の如き東方協定の解釈とその条文の効力につき一つの考察を試みた。そして実のところその内容の要約が右の如くであったのである。⁽³⁾なお該論文では、東方協定成立の経緯、ルイ・バルトウの外交、仏ソ協定、英国有和政策との関連等についてもふれるところがあつた。しかしこの東方ロカルノと呼ばれた東方協定は、最後、ドイツの明白な峻拒にあつて成就することなく終る。ドイツは一九三六年三月七日、独軍のラインランド非武装地帯再占領と共にロカルノ条約そのものをも廃棄して、明白なるベルサイユ条約への侵犯を連合国側につきつけるのであるが、その前哨戦の意味合いをもつて、東方協定の成立拒否を一九三四年九月一〇日という時点で断行するのである。小論においては、このドイツの東方ロカルノ忌避の経緯、理由、状況等につき考究をすすめ、仏独両国の東方協定をめぐる接触が最後破裂となつてその結果、それがその後の歴史の発展に如何なる影響を及ぼしたかを探究し、あわせて東方協定に対する英国外交が、やはり対独

説
有和政策に発展するすじみちの中で、ドイツの利害を、この東方協定作出にかかる仏ソ両国の行動からできる限り防護しようとする意図をめぐらしたことを明らかにすることをもってその目的とするものである。

論

- (1) Encyclopaedia Britannica, 1970 edition, Vol. 3, pp. 206-207, Barthou, Jean Louis Firmin, 1862-1934. 彼は、弁護士として活動を開始、一八八九年に代議士となる。以後建設大臣、内務大臣等歴任、一九一三年三月より二月まで首相、以後國務大臣、陸軍大臣、司法大臣等再び歴任、一九二二年ゼノア會議フランス代表、上院議員、賠償委員會議長。一九三四年ドウムルグ (G. Doumergue) 内閣において外務大臣となり、東方協定成立を胸に、ワルソー、プラーグ、ブカレスト、ベルグラードを歴訪した。同年一〇月九日、マルセイユにおいてニューズラビヤ王アレキサンダーと共に暗殺の厄にあつた。一九一八年にはアカデミー (Académie Française) 会員に選ばれ、Mirabeau (1913), Les Amours d'un poète (1919), La politique (1923), Promenade autour de ma vie (1933) 等。
- (2) Documents on International Affairs (D.I.A.), 1935, Vol. I, J.W. Wheeler-Bennett & S. Heald, R.I.I.A., pp. 252-53. (ポロランド) と云ふ文言は一九三五年七月一日、一二日に英國側によつて挿入を仏側に承知させた。
- (3) Documents diplomatiques Français, 1932-1939, 1^{re} Série (1932-1935), Tome VI (13 mars-26 juillet 1934), Commission de Publication des Documents relatifs aux Origines de la Guerre 1939-1945, Ministère des Affaires étrangères, Paris, Imprimerie Nationale, 1972, No. 54, Note de La Direction politique, Assistance mutuelle dans l'Est européen, Paris, 30 mars 1934, pp. 133-35. ポーランドが地域相互援助条約 (un accord régional d'assistance mutuelle) に固執するの故、それが国際的相互扶助 (solidarité (連帯)) 政策に熱心であることをそれによつて表明することができ、最近ドイツとの間に締結した協定 (一九三四年一月二六日) によつて、ポーランドが欧州政界に得た地位を明確にすることができるといふ態度であるからである。
- ポーランドが、ライン協定を作り出した安全保障と同様のそれを東ヨーロッパに創出しなかつたロカルノ条約を批難していることが、平和を有力に強化する協定を否定することをそれに許させないし、またそれにソ連やチェコスロバキアの援助をよしく得させることになるのである。

(4) Ibid., No. 54, p. 135.

(5) 金澤尚淑博士追悼論文集『法学の諸問題』、「幻の東方ロカルノ協定とロカルノ条約」、一五頁
一二八頁、大阪経済法科大学出版部刊、一九八七年。

二 東方協定と関連条約

東方協定関係国間条約

東方協定の性質は、右にみた如きものであり、そのたて前と実勢とはかなり異なったものであることが、今のべた如く、これをロカルノ条約、連盟規約、三国同盟条約、独土同盟条約等との対比考量の中から結論づけられる。結局東方協定は不成立に終わったので、これらたて前と実勢の乖離の問題は俎上に上らなかつたが、それがあつた場合、それには如何なる対応がなされたか問題であろう。ロカルノ条約は一九三六年三月七日、ドイツによるラインランド再占領と共に破棄される。この時連盟理事会、ロカルノ条約関係国間会議等開催されるが、遂にロカルノ条約の武力発動はなされず、これに命運をかけたといわれるヒットラーに、徒らに名をなさしめてことは終るのである。

これを思えば、東方協定が成立していたとしても（たとえそれが一九三四年より早い時期にそうなっていたとしても）その運命の程は、まことに不確かなものとなつたであろうと考えねばならない。そもそも東方協定は、小協商 (Petite Entente)、『仏ポーランド条約 (Traité franco-polonais) (一九二二年二月、一九二五年一〇月)』、『仏チエッコスロバキア同盟 (Traité d'alliance franco-tchécoslovaque) (一九二四年一〇月)』、『仏ユーゴスラビア同盟 (Traité d'alliance franco-yougoslave) (一九二七年十一月)』、『ポーランド=ルーマニア同盟 (Traité d'alliance polono-roumain) (一九二一年三月、一九二六年三月)』、『バルカン協商 (Entente balkanique) (一九三四年二月、

説 士、希、ルーマニア、ユーゴスラビア、ロカルノ条約 (Les accords de Locarno)、ラッパロ条約 (l'accord germano-soviétique de Rappallo) (一九二二年四月)、ベルリン条約 (Traité germano-soviétique de Berlin) (独ソ間、一九二六年四月)、ソ連=リスマニア協定 (Pacte litvano-soviétique) (一九二六年九月)、ソ連=ポーランド条約 (Traité polonais-soviétique) (一九三二年七月)、仏ソ条約 (Traité franco-soviétique) (一九三二年一月)、ソ連=フィンランド条約 (Traité finno-soviétique) (一九三二年一月)、ソ連=ラトビア条約 (Traité letton-soviétique) (一九三二年二月)、ソ連=エストニア条約 (Traité esthonien-soviétique) (一九三二年五月)

等々の東方協定関係国間の条約関係の中から生れ出ようとしたもので、これら既設の東方協定関係国間条約との関連が、当然当初から問題とされた。この中から先にみた関係国間の相互援助の約束がとりつけられるように、その協定解釈がほどこされたのであった。故に東方協定を解釈する場合、これを單純にロカルノ条約との対比だけでその性格を考量しようとするのは、かえって危険でさえある面も強いのである。例えば、所謂小協商の条約中には三条約共、三条に同盟国の一方が第三国と新たな同盟条約関係に入る場合には、事前に締結国の他方にその旨を通告する (preliminary notice) べし⁽¹⁾という規定をもっている。そして小協商の中からは、チェッコスロバキアのみ東方協定に参加するのであるからこの三条の精神からして、それとポーランド、ルーマニアとの関係がギクシヤクするのは、当然さけられぬ運命であった。また小協商は、主としてハンガリーのハブスブルグ家復辟に対抗して結成せられたものであるからポーランドの、現時点ではポーランドはハンガリーとも友好である、という言明も東方協定成立に対して否定的な一つの意味をもつてくると考えられる。ポーランドは、ルーマニアと同盟条約(一九二二年三月二日)、同保障条約(一九二六年三月二六日)を有し、前者の一条二項には次の文言を有した。「もし締約国の何れかが非挑発

攻撃を受けた場合、他方は自ら戦争状態にあると思惟し、武力援助 (armed assistance) を行う⁽²⁾。」但しこの武力援助条項は、保障条約よつて非常に緩和され、連盟規約と連携させられてその一二条、一三条、一五条、一六条との適用関係において発動するものとなり、また武力援助は単なる援助 (aid and assistance) となつた。そしてこの条約の存在が、東方協定の成立に際し、ルーマニアがポーランドはそれに参加すべきである云々といった互譲的発言を行う根拠となるのである (事前通告条項は、前者は六条、後者は五条)。ここに瞥見したこれらの条約問題は、先述の東方協定参加国間条約のどれにもみられる⁽³⁾。これをなお追求して探究するのも興味あるが、ここでは主題に対する副次的考察として以上のみをのべるにとどめたい。

東方協定論議

この関係の中で東方協定を推進したのは、フランスの他には、ポーランド、英国等があつたがポーランドは、一方ハンガリー、ブルガリアと良好で東方協定を中欧にまで及ぼすことにある疑義を表明していたことも事実であつた。そして東方協定関係国間ではこれにつき種々の態度が当然表明せられていた⁽⁴⁾。ルーマニアは、東方協定にはソ独ポーランド、チェッコスロバキア、バルト諸国が参加すればよい、と意見表明していた。ルーマニアの参加は、多く問題とならずドイツでは、ルーマニアのような遠い国の国境を保障することに関心をもたぬという意見もあつた。ルーマニアは、またポーランドがこの協定に入ること、ポーランドにとり幸せだと知っている、それはこのためポーランドの行為がフランスの意図と一致するからだ、としていた⁽⁵⁾。ドイツは、東方協定に基本的に賛成でなく、もしドイツが協定に参加するなら当然それは、軍備平等の権利の問題と全般的軍縮の問題を解決することがその前提とならねばならないという態度であると考えられていた⁽⁶⁾。従つて軍備問題の解決のために、この如き協定の成立を推進

することも必要だとする意見もあった。英国はこの協定が、実はドイツを包囲するためのものであってはならないと考え、もしドイツ包囲云々のことがないなら英国はこれを受諾するよう、ベルリンにもワルソーにも働きかけるのが望ましいとしていた。ロカルノ条約の保障国である英国は、ソ連の協定参加の意味を十分に理解し得るとし、その場合ソ連の安全保障は右の前提から当然フランスにだけ与えられるものであってはならず、ドイツにも与えられねばならないとした。⁽⁷⁾そしてフランスの保障についても同様、ソ独の二国に平等に与えるべしとした。これに対しフランスは、この協定は相互的なものであり、全国家の安全のためにあるべきで、ドイツの再軍備に手をかすためだけのものであってはならないという点を強調した。

イタリアに対し、英国はその東方協定に対する同調を求め、駐伊英国大使にその行動に出るよう指令を与えた。イタリアが同意なら、これをワルソーとベルリンにも伝えることも指示された。また駐ポーランドと、駐独英大使に、それぞれワルソーとベルリンにこの協定に同調することを英国が望んでいる旨伝達することも指令された。⁽⁸⁾

この行動の中からムッソリーニは、東方協定が独包囲計画でない証拠を得て満足している、イタリアの立場もこれに対し、英国と同様のものになる、と意見を開陳した。彼は、完全に相互的な計画に同情を表するのに吝ではないと述べた。⁽⁹⁾

フランスによって推進された東方協定に対する参加国、また関係国の同協定に対する態度の一斑は、右にのべた如きものであったが、ここにみた如く、東方協定参加国の既設条約関係は、頗る多岐にわたり複雑なものであって、これら重複する条約関係の中から東方協定を作出するのは、それだけでも難事業であったことは間違いない、このため東方協定が不成立に終る一原因がここにもさぐられると、いって過言ではない。

- (1) The Major International Treaties, 1914-1973, J.A.S. Grenville, Methuen, 1974, pp. 120-21, Alliance between Yugoslavia and Czechoslovakia, 14 August 1920, Alliance between Rumania and Czechoslovakia, 23 April 1921, Alliance between Yugoslavia and Rumania, 7 June 1921. これら三条協定の三条は、ルビツミを限り同文である。三条、締約国の何れも他方への事前の通告なしに第三国と同盟 (alliance) を締結してはならぬ。
- (2) Ibid., p. 122, Alliance between Poland and Rumania, 3 March 1921. 一条、ポーランドとルーマニアは、彼等の現在の東国境において非挑発攻撃の目的となつた場合には、相互に援助する事を引受ける。
従つても何れかの締約国が非挑発攻撃の目的となれば、他方は自らも戦争状態にあると考へ武力援助 (armed assistance) を行う。
- (3) Ibid., p. 123, Treaty of Guarantee between Poland and Rumania, 26 March 1926. 二条、ポーランド或はルーマニアが、連盟規約二二、二三、一五各条項によつて課された (imposed) 義務 (undertakings) に反し、非挑発攻撃を受けた場合、ポーランドとルーマニアは相互に、一六条適用によつて行動し、直ちに相互援助 (aid and assistance) を与える事を請合ふ。連盟理事會が……その報告に対し紛争当事国を除く全会一致の同意を得られず、ポーランド或はルーマニアが非挑発攻撃を受けた場合、ポーランド或はルーマニアは相互に連盟規約一五条七項の適用において行動し、直ちに他方に援助 (aid and assistance) を与へらる。
- 連盟規約一七条の紛争が惹起し、ポーランド或はルーマニアが非挑発攻撃を受けた場合、ポーランドとまた相互的にルーマニアは、直ちに他方に対し援助 (aid and assistance) を与へらるを請合ふ。
- (4) D.D.F., 1^{re} Série, Tome VI, op. cit., No. 334, p. 701, M. Laroche, Ambassadeur de France à Varsovie, à M. Barthou, Ministre des Affaires étrangères, Varsovie, 14 juin 1934. ルビツミ、現実論として地域的な利害関係と効用の区画確定を行うことの必要性がのべられた。この地域協定に参加しなければならぬ国々のグループは同じ利害と効用 (par un même intérêt et à cet effet) によつて結合すべきであり、色々なグループを混合してはならぬ。
- (5) Ibid., No. 444, M. Barthou, Ministre des Affaires étrangères, à M. d'Ormesson, Ministre de France à Bucarest, Paris, 7 juillet 1934, pp. 914-15, et No. 476, Note du Directeur politique adjoint, communication téléphonique de M. Titulesco à M. Massigli, Pacte oriental, Paris, 17 juillet 1934, pp. 984-85. ルビツミと外相チヤヌスク (M. Titulesco) は、

ルーマニアの東方協定参加は望ましい、ポーランドがポーランドの利害を自ら判断決定するのは、その属性であるが、それがフランスのそれと一致するのが望ましい、とのべていたが、ルーマニアの判断としてポーランドは、フランスと一致して東方協定に参加するのがその利益であると信じる、というように自己の意見を修正した。

- (9) Ibid., No. 334, M. Laroche, Ambassadeur de France à Varsovie, à M. Barthou, op. cit., p. 702. ポーランド外相ニクタによるドイツは東方協定に熱心でない。それは、この協定のイニシヤチヴがロシア (initiative russe) によつてなされたと考えられているからと思えること、リトビノフがこの計画に乗気なのは、フランスの平和と安定の確保というのと様変わり、ロシアのそれはドイツを包囲し、これに手をかけよう (pour isoler l'Allemagne et la mettre en échec) というものと考えられているからである。これがまたイタリアが、ドイツ以上にそれに熱心でなり理由である。

- (7) Ibid., No. 469, M. François-Poncet, Ambassadeur de France à Berlin, à M. Barthou, Ministre des Affaires étrangères, Berlin, 15 juillet 1934, p. 970. 本文の意見に対し、ノイラート独外相 (M. von Neurath) は比較的満足を表明した。彼は英國が、東方協定を魅力あるものと判断するなほ何故それに加盟しないのかと特に尋ねた。ノイラートは、ドイツ政府も問題 (l'affaire) を嚴肅な注意をもち研究すると約束した。Ibid., No. 335, M. Arnal, Chargé d'Affaires de France à Berlin, à M. Barthou, Ministre des Affaires étrangères, Berlin, 14 juin 1934, p. 704. ノイラートは「一カ月前には、ベルリンでドイツ政府は、地理的環境とその現状とで相互援助条約 (pacte d'assistance mutuelle) がリトビノフ氏の提案である限り、これを検討することはしない、とのべていた。フォン・ベーロー氏 (M. von Bülow 國務大臣) は、ドイツの軍備の状況からして一つの未定の同盟からその領土が戦場となる危険をおかすことにはできない軍事的共同を促進することはできない、とのべていた。ノイラートはこの言により、これは全内閣の意見であらうが、また一つの仮のもの (un avis provisoire et une réponse d'attente) でもあるのび、ドイツ政府はこの提案を更に検討し、その明確な意見を開陳する、とのべていた。

- (8) Ibid., No. 457, Note du Service français de la S.D.N., Entrepreneurs franco-britanniques des 9 et 10 juillet 1934, Paris, 11 juillet 1934, pp. 940-42. 英仏要人の会談で、その間に M. Baldwin, Sir John Simon, M. Piéri, Lord Tyrrell, M. Corbin, M. Barthou 等が、参加してゐる。フランス側は、フランスが、ドイツを包囲策 (toute politique d'encerclement de l'Allemagne) と目されるものを払拭して、シェネーブ勧告の精神により欧州平和の確立に努力していることを強調した。ヒットラリスム (Hitlerisme) の抬頭を許すまでになつた独ソの排他的結合を転換させる欧州協調政策に、ソ連を同調させることが提供する

利益も強調された。もしフランスがロシアによって引付けられることを望まなかったなら、共通の利害の代りに極東の平和を維持する見地で、ソ連は欧州の紛争から脅威されることはなかった。ロシアの保障は、ロカルノ条約に関係しているというところでフランス以外、ドイツやベルギーの利益となるかとJ・サイモン卿が尋ね、バルトウ外相はドイツの利益になることをべたが、ベルギーの場合は、それがソ連の未承認国であり、条約は双務的であるのでソ連の保障を与えられない、という意見であった。で、ベルギーの問題はそれ以後と上げられなかったが、英国はベルギー安全保障の強化が、特に英国に関係深いことを答える立場であった。

(5) *Ibid.*, No. 475, M. Corbin, Ambassadeur de France à Londres, à M. Barthou, Ministre des Affaires étrangères, Londres, 17 juillet 1934, et sa note, pp. 983-84. ヴラジミル・ムッソリーニと駐伊英大使 E・エリック・ドラムモン(Drummond)との会話が、紹介されている。一般情勢としてジョン・サイモン卿は、英国はこの一つの結合を他の結合に対置させる選択の問題化した性格の協定には、入らないと言ったこと、英国が何ら新しい義務引受けに出ない以上、フランスによるソ連の国連加盟推進が正しいこと、ドイツはこの相互保障協定に入ることによって、更に安全保障を強化できる必然性がある等が述べられた。

ベニスでの会話でヒットラーはムッソリーニに、相互援助東方協定 (*Le traité oriental d'assistance mutuelle*) はドイツに有利向けられた現実 (*réalité dirigée contre son pays*) だから彼は反対だとのべていた。

ムッソリーニはまたバルト諸国やチェコスロバキアの参加は、彼によれば無効果だとのべてた。

三 東方協定をめぐる仏ソ両国関係

第二章 仏ソ協定

フランスとソ連とはこの東方協定において、第二章として仏ソ協定 (*Agreement between France and Russia*) を締結している。特にフランスは、第一の地域条約には全く参加していない。この方式に人は、何かフランスの特別地位というものを感じざるを得ないような仕組みである。そしてこの協定でソ連が、ロカルノ条約の英伊両国の立場

にたつことがうたわれている。これもソ連の大国意識をくすぐるものであろうか。ロカルノ条約についてはさきにも述べた如き内容を有し、英国とイタリアはまずそのうち英白仏伊国間相互援助条約に署名している。この条約では、独白間、独仏間国境のベルサイユ条約決定維持、同非武装地帯維持等をとりきめ、締約国間問題については平和解決をはかる、その方法は法律的、仲裁委員会、連盟理事会裁定等を予定している（二三条）。これらが満足せられない場合、条約署名国は直ちに侵害行為の向けられている国に対して援助に赴く（四条二項）。更に国境侵犯、敵対発生、非武装地帯への軍隊集結等を起した締約国に対しては、他の締約国はその被害国の援助に赴く（同三項）等がとりきめられ、英伊两国はこの援助行為に出ることを約束する形でこれら決定維持の保障国という立場を占めたのであった。そして東方協定において、ソ連邦はこのひそみにならった同協定の保障国となるのである。⁽¹⁾しかしフランスに向つてロカルノ条約の義務をソ連が引受けるということは、右にのべたロカルノ条約の条項を遵守することであり、当然この侵犯の想定国たるドイツの対仏脅迫、侵害等にソ連が対仏援助に赴くことを意味するのであった。しかしそうなることは甚だ重大であり、もしこのことを実行するとした場合、ソ連の援助は物資の輸送、人員の派遣、はては軍隊の移動等距離、時間、通過国の問題（ポーランド、バルカン半島）等種々の困難が生起することは目にみえていた。しかもこのことが起れば、当然ソ連の対仏援助はドイツとの摩擦、衝突をまず真先に引起すこととなる。まさに東方協定のこの条項こそは、右の意味からすべてが先述の考慮を越えてドイツにロカルノ条約以上の脅威を与える、よく言えば対独安全保障の実効をあげるものであったということになる。即ちロカルノ条約の欠如し、東方協定にその文言を欠いた独東国境のベルサイユ条約決定を維持する最も端的にして有効な施策がここに含まれていたと言わなければならないのである。ここに至つて我々は、東方協定が東方ロカルノと呼ばれる所以のものを充分に感得

することとなる。そして東方協定が成立していれば、仏ソ援助条約を待つまでもなくこの第二章仏ソ同盟をもってドイツ討じこめは成功し、ドイツ主導による戦争が発生した場合、仏ソ同盟が第一次世界大戦時よりも、より有力に働き得る見通しを充分にもつこととなるのであった。⁽²⁾つまりこれによってフランスは、ソ連を自己陣営に引つけ独西国境のみならず、独東国境のベルサイユ条約決定を安定させる期待を強力にもち得ることとなるのであった。これを思えば、仏ソ協定第一条は真に歴史の大転換点となり、ロカルノ条約以来の欠乏と不安を一掃する体の大晴わざ外交と称することができるものであった。

フランスの意図

東方協定は成立せず、仏大有効外交は日の目をみななかったが、ここにソ連が欧州政局に如何に決定的役割を演じるかが、この外交の中から関係国間に明瞭具体的に浮かび上がったことは当然であり、ここからソ連獲得独仏間外交競争が熾烈に展開され、二転、三転して独ソ不可侵条約の締結、独ソ、ポーランド分割となって第二次世界大戦の破裂へと政局は大転回をとげることとなるのであった。

フランスは、ロシアに対し連盟規約一六条と一五条七項の関連において地域援助協定第一部一条、二条の義務を引受けるとした。従ってさきに見たフランスの構想によれば、ソ連がドイツ、チェッコスロバキア(?)によって攻撃された場合、ポーランドとバルト諸国の援助をたのみとすることができるとともにフランスのそれを頼みとすることができることとなるのであった。そしてフランスは、その他の東方協定参加国への援助については、如何なる義務を引受け、どのような態度に出るのかは、第二章仏ソ協定三条に地域援助条約第二部三条の一締約国による攻撃、もしくはその脅威ある場合の他の締約国間の協議に参加するようになることとあることから、特別に規約一六条、一五条七項、特

に後者の場合の適用を考え、これらが独立に機能すると考え得られるか否かが問題とならねばならないが、条文上これらは、それがとられる場合に地域援助条約の義務を引受けるとあることから、あくまでこれらは条件法で単独独立では機能しないと考えるのが妥当な考え方であり、従ってフランスはその他の東方協定締約国に対しては、緊急の場合にも協議参加以上の義務を負わないというのが素直な解釈となると考えられる。

こうみてくると第二章仏ソ協定におけるフランスの立場は、ソ連から今みた如きロカルノ条約の義務を提供されるにかかわらず、自らはそのソ連に規約一六条と一五条七項の実行に関する場合にのみ、それも地域条約第一部一、二条の義務を負うにとどまり、他の締約国にはその義務は及ばない、となって、フランスの東方協定に対する立場は、自らがその構想を練り、これを実現に導こうとしたにかかわらず、甚だ自己中心的排他的なものとなっていると断定せざるを得ないのである。そしてこれが結局東方協定の不成立となつて、フランスはソ連との間に仏ソ相互援助条約を締結するという方向に進んでゆくが、それはこの東方協定成立の経緯からみてまた当然の成行きであつたと言わねばならない。そしてフランスは、実は仏ソ間の結合をこそ問題、目的としていて東方協定をおとりにその仏ソ結合の成就に向つたのだという勘ぐりさえも出てくると言わざるを得ない次第であつた。

- (一) J.A.S. Grenville, *op. cit.*, *Treaty of Mutual Guarantee at Locarno*, 16 Oct. 1925, pp. 102-104. D.I.A., R.I.I.A., *op. cit.*, *The Eastern Pact*, p. 252. ロカルノ条約の英仏独伊五国間相互保障条約は、屢述の如く仏独国境、仏白国境の一九一九年六月二八日ベルサイユ講和条約決定線を相互に遵守すること、ベルサイユ条約四二条、四三条のラインランド非武装をドイツに課することを改めて確認するもので、その侵犯を仏独白三国は相互に行わないことを誓約し、もしこれを犯せば他の締約国は直ちに侵犯国に攻撃を加え、もしくは戦争に訴えることを約定するものであつた。独仏白三国間あらゆる種類の問題(三)

questions of every kind) は平和手段で解決し、権利に関する紛争は法律的解決 (judicial decision) を求め、その他の争いは仲裁機関に委ね、仲裁委員会の構成不能とならば問題を規約一五条の下に連盟理事会にまかす、というものであったがその際の英伊両国の役割は、このような侵犯犯が連盟理事会によって確定された場合、彼等も直ちに侵犯国に対抗し被侵犯国の援助に赴くというそれであった。そして東方協定の仏ソ協定一条では、このロカルノ条約の英伊両国の立場をソ連が、フランスに対して占めるというのであった。

- (c) Histoire des Relations internationales, Tome Sixième, Le XIX^e Siècle, de 1871 à 1914, Pierre Renouvin, Hachette, 1955, pp. 120-27. Histoire diplomatique de l'Europe, A. Devidour, Première Partie, 1878-1904, F. Alcan, 1919, pp. 189-91. 一八九一年—一九三年の露仏同盟は、フランスがビスマルク体制 (Système bismarckien) の崩壊と共に従来の孤立から抜け出す重要な一石であった。この時一八九一年八月二七日の協定につづいて軍事的諒解が不可欠とされ、フランス側は、ロシアに独逸両国の何れかの動員と共にロシアも動員体制に入る約束をしてくれるよう切に求めた。交渉は難航し、Ribot, Giens等のやりとりの中で、Le Figaro は、「同盟か、ふやけか。」とまで書くに至り、一八九二年八月一八日遂に軍事協定が成立した。「三国同盟若しくはその一國が動員を執行する場合は、露仏両国は事前の協議なく、直ちにまた同時に全軍 (la totalité de leurs forces) を動員し、できる限り国境近くにそれらを配備する。」そしてフランスが独伊から、ロシアが独逸からそれぞれの場合に攻撃されたら、両国は「処理し得る限りの全軍 (toutes ses forces)」を、相手国攻撃のために用いる (emploiera) と規定された。しかしこの条約は、ツァー (Alexander III) の晩年の慎重なため、一八九三年二月二七日まで裁可されなかった。この如く露仏同盟の場合の相互援助は、明確に相互に全軍をあげてのそれと規定されている。ロカルノ条約での援助規定は勿論これに比すれば、不明確であることはいまでもない。第一次世界大戦の開戦は、ロシアが一九一四年七月二八日の奥匈国対セルビア宣戦をみて、同二九日午後九時部分動員に踏切ったことから三〇日午後四時総動員となり、ドイツの対露仏最後通牒の発出から戦争勃発となっている。これをみれば、ロシアが第一次世界大戦開戦に当っては、露仏同盟の条項に忠実にあつたという主張もなし得ると考えねばならぬ。

- (c) J.-B. Duroselle, op. cit., pp. 204-207, Pierre Renouvin, op. cit., Tom Huitième, Les Crises du XX^e Siècle, II de 1929 à 1945, pp. 82-83. Soviet Documents on Foreign Policy, ed. by J. Degras, Vol. III, 1933-1941, Octagon, 1978, Tass Communiqué and Statement by Potemkin, p. 130, J.A.S. Grenville, op. cit., pp. 152-54, Treaty of Mutual

Assistance between the Soviet Union and France, 2 May 1935. 一九三五年五月二日の仏ソ相互援助条約は、当然このひそみにおいて東方協定の延長線上で考えられるべきである。一九三四年五月五日のソ連、ポーランド不侵略協定の延長の問題とか、ドイツ、小協商への考慮の問題とかは勿論その背景にあるが、直接には既にフランスにおいて仏ソ両国の結合が熱心に希求されており、東方協定の交渉と共にその談合がはじめられていたことにその意図がよみとれる。欧州政治の問題は常に独ソ両国の結合のあとに仏ソ両国の結合が生じるのがその道である(三国同盟と一九二二年四月一六日ラップパロ条約)。仏ソ相互援助条約においては、締約国が第三国に脅威された場合、連盟規約一〇条により協議し、脅威が攻撃にかわつた場合、一五条七項により、不意打ちされた場合には一六条により、直ちに相互に一方を援助 (aid and assistance) するとある。この援助は従つて東方協定、ロカルノ条約の条項よりは弱いこと勿論であるが、この協定は連盟規約に自らを緊縛し、特に一〇条―一七条によつて行動するとし、制裁等にも言及している。何れにしても東方協定中の仏ソ協定は、仏ソ相互援助条約をみれば、フランスがソ連を自己陣営に獲得するために打ち出した同一線上の施策と考えねばならない。

四 東方協定の不成立

ドイツの東方協定拒否

東方協定は結局、考察をすすめると、それが東方ロカルノと呼ばれる所以のものが、明瞭に浮かび出るのであったが、それがフランスによるまことに外交的といえる処方によつて自らは、ドイツがソ連を攻撃する場合、それが連盟規約一六条と一五七項によつて処理される場合にソ連に援助を与えるとなり、ソ連はロカルノ条約の保障国となつてドイツ西国境の侵犯についても対仏援助義務を發出するとなつてゆく内容を有する協定ということであった。こうして当然東方協定は、フランスが最小の犠牲を予定して最大の効用と効果を期待できる体の協定と考えるのが穩当な解釈となるが、ここに東方協定はドイツを目してその手足をしぼり、独西国境のみならずその東国境にもソ連を引具して仏安全保障を確立するものとなる意味において、またその安全保障にポーランド、チェッコスロバキア、バルト

諸国を引入れることと相まって当然ドイツにとっては、ドイツ包囲網と考える考え方も残して甚だ不愉快なものとなることは否むべくもなかった。こうして東方協定はヒットラーによって反対され、遂に不成立に終るが、ここにただ反対をもってこの華麗な外交に反対したことは、極端手段に訴えたヒットラーの無策をいたずらに中外に宣明することとなり、そうした反対を導く体の外交を駆使したフランスの失当さも当然問題とされるけれど、やはりヒットラーに外交なく、ただ武力的脅迫と驍進のみを策としたと断じねばならないこととなる。しかしことはなお複雑であって、フランスがこのように自己中心の術策を駆使してソ連を自家薬籠中のものとした外交が、結局は、一面において東方協定の不成立を導くよすがとなり、他方一旦は仏ソ相互援助条約 (Traité franco-soviétique d'Assistance mutuelle) の締結に踏み切るソ連も最後、ポーランド分割という大好餌の前にヒットラーと手を結ぶこともなるのであって、この意味からは、ヒットラー外交の無策を一概には論じることができないのである。しかしその場合にもやはりヒットラーの外交は、力外交、戦争外交であって真の意味の政策外交ではないといえることはいい得るのである。かくしてこの経緯から仏ソ相互援助条約の成立によってそれをふまえる独ソ不可侵条約の締結が、ヒットラーに名をなざしめる遠因をここにみるのは、ひがめであろうか。しかし独ソ不可侵条約は、条約としてもヒットラーの戦争外交、戦争開始への引金外交の成果という汚名は、払拭すべくもないことも否定し得ないのである。

ドイツ拒否の論法

東方協定は一九三四年九月一〇日、ドイツの断固たる反対によってついで去るが、そのドイツによる反対の論法は次の如くであった。

まず相互援助条約につき援助を武力発動と解釈して、ドイツの列強間における軍備不平等の状態では相互援助の内

説

容は空漠たるものとなり、実効を伴わない。また軍縮を促進することと相互援助の武力発動とは、全般的に相入れず、二律背反となる。全国家の安全を保証する最も効果的な方法は、全面的軍縮以外にはあり得ない。そしてフランス外相の言明の如く、東方協定と軍縮とは現在何等の関連はない。東方協定の発効につき、それはソ連の連盟加入に係属させられるが、ドイツの連盟再加入関係はドイツの権利平等要求の行方如何にかかっていることを再び言明せざるを得ない。

自動的軍事援助条項をもつ集団安全保障条約は、地域協定と両立しない。そして地域協定、例えばロカルノ条約(Locarno-Rhine Pact)は、完全に失敗するか、もしくは関係国間の利害に従属してしまふかする。この意味で援助を自動的に行う条項をもつ政治組織は、更に容易に独断的に、また政治的に利用されることとなる。

このように考えてくると東方協定が、世界平和の維持に貢献できるとは思えない。何故協定の八カ国が選ばれ、また保障国としてフランスとソ連があるのか。保障が何故ソ連とドイツにのみ適用されるのか、疑問である。「援助」は直ちに与えられねばならないので、情勢を見極める余裕はなく、援助を与えるべき国々の一致のための時間的余裕もない。この場合も強国が情勢判断の主導権を握ることとなる。客観的判断はないのである。この場合自国領の外国軍隊通過問題等も生起するであろう。東方協定は全くロカルノライン協定のようにはゆかない。重武装した国々に囲まれているドイツは自己の欲しない紛争に、この協定によって容易にまきこまれる。これは防禦協定だといくらくらかえしても無益である。この協定では、平和を保ち得ない。ソ仏両国の特別協定は、情勢上の必然性はない。ドイツは、少なくとも裨益しない。いつの日か西においてソ連に、東においてフランスに防衛されるドイツを果して何びとが想像することができるか。

ドイツが有効と考えるのは、双務協定である。適用は具体的であり、純粹抽象と複雑化を避け得られる。平和を維持することは、戦争のためにも一つの戦争を準備することではないのである。そのためには、戦争の破裂の一切の危険性をつみとるよう考慮せられた手段を強化することこそそうである⁽¹⁾。

(一) D.I.A., 1935, Vol. II, Memorandum communicated to the Secretary of State for Foreign Affairs by the German Chargé d'Affaires in London, September 10, 1934, pp. 253-60. J.-B. Dursoelle, op. cit., p. 196. チャロッセールは次のように書いている。ドイツ政府は九月一〇日に、イザという時にはソ連を援助しなければならぬような条約には署名できないと宣言した。またポーランドは、それはその国土に独ソ両国の軍隊通過を許さねばならないような条約であるとして、反対した。ソ連とチェコスロバキアは条件つきながらこのシステムに賛成した。と。les relations franco-allemandes, Raymond Poidevin et Jacques Bariéty, pp. 290-91. ポアドバンとバリエチの言説は頗る鋭い示唆を含んでいる如くである。……多分バルトウは、この計画の成功を当りたしてはいなかったのかもしれない(Deut-être n'espérait-il pas la réussite de ce projet)。しかし、ドイツにこれを拒否させることを余儀なくさせて、ドイツにその手のうちをみせ、東方膨張の意思のリアリズムを示させることによって、独ポーランド条約の無効果を示すことを望んでいた。彼はポーランドの眼を開かせ、大同盟(La grande coalition)の中にソ連を導き入れるために必要なソビエト・ポーランド協調を始動させることを欲していた。と。こうなるならば、バルトウ亡きあと、ソ条約は無事締結されたとして、バルトウが存命であれば、独ソ再結合による、ソ条約の無効果は果して実現していたであろうかということにもなる。従来、副次的に扱われるぐらいのあったバルトウ暗殺とバルトウ外交の関連にももっと光をあてねばならない。

五 東方協定と英国有和政策

英国外交の東方協定修正点

フランスは東方協定を自ら構想しこれを作成したのであるが、その実体は欧州、特にドイツ東西国境においてま

説
さにフランス完璧安全保障体制とも称すべきものであったことはさきにもた通りである。英国は外相、サイモン卿 (Sir John Simon) であったが、彼が東方協定の推進に當った。これはさきにもふれたが、英国政府としては、東方協定がドイツ包囲の企図でないならば、これが成立を促進し、ベルリンにもワルソーにもイタリアにもその参加を働きかけるとしていた。ロカルノ条約調印国である英国は、ソ連の対仏保障の重要性をよく認識している。これがフランスだけの利益ならば、ドイツに否定の口実を与えないか、故に英国としては、ソ連の安全保障もドイツに与えら

るべきであると考え、という意見であった。⁽¹⁾

そして英国は、このことの充足を求め、一九三五年に至ってその七月の一日、一二日に第二章仏ソ協定に、ロンドンにおける会谈の結果、一条のフランスの後に「ドイツ」という語を、二条のロシアの後に「ドイツ」という語をそれぞれ挿入することに成功したのであった。⁽²⁾ これによってソ連のロカルノ条約と同様の保障義務はフランスのみならず、ドイツにも及ぼされることとなり、前述のソ連の対仏保障は、ロカルノ条約二条、ベルサイユ条約四二条、四三条の侵犯によって、例えば同四条の発動ということと相成るのであった。そしてフランスは、これにより対ソ保障に加えて対独保障として東方協定第一章第一部、一条、二条の下で連盟規約一六条、一五七条七項の充足に動くことともなるのであった。⁽³⁾ 英国は、このようにして東方協定の対独包囲企図を自ら破砕して、東方協定が欧州平和に客観的正義の下に貢献し得るようにはからったといえるのであった。しかしこれでは、フランスのさきに付度した東方協定締結の真意と如何なる連関をもち得るかが大きな問題とならねばならない。それかあらぬかフランスは、一九三五年の五月一六日、既にしてソ連と相互援助条約を締結しているのであった。

東方協定と英国の有和的態度

しかし英国のこの期外交がやはり、東方協定を含む欧州客観的平和維持、促進にあり、それが英国宥和政策の底流をなしていたことはいうまでもない。英国は仏ソ相互援助条約はそれとしてこれには英仏兩國協調をもってこたえ、なおその上で東方協定をも作出して遮二無二平和の確保に力をいたさんとしていたことは明らかで、これが英国の東方協定に対する右の行動となっていたとみられるのであった。そしてなお英国政府は、ドイツが集団安全保障協約に参加すること、ドイツがドイツとの隣接国のみとする双務協定、例えばリスアニア、ポーランド、チェッコスロバキア等とのそれを越えて全般的視野にたつて欲しいことを主張していた。そしてなお、これなければ「航空協定」(the Air Pact)も効果なしとなることも警告し、ヒットラーの演説(五月二日)を引いてドイツは欧州平和を確保するため、集団的協調システムに参加する用意がある点を評価し、ドイツはリスアニアのみならず、ポーランド、チェッコスロバキア、ラトビア、エストニア、ロシアとの間にも集団安全保障条約を締結すべきことをまで示唆していたのであった。⁽⁴⁾そしてなお一九三五年八月一日、サミュエル・ホーア(Sir Samuel Hoare)は、東方協定は欧州進歩の分野での基本的要素であり、これなければ具体的には航空協定、また一般的には欧州の平和と調和はあり得ず、彼は何故東方協定が締結せられないのか、理由を見出せないときえ喝破するのであった。

かくの如く英国外交は、東方協定に限ってのべてもフランスの大晴わざを封圧し、ドイツの立場を尊重してドイツ包囲企図をくじき、それに仏ソ兩國と平等の立場を与えてできる限り東方協定の成立を期し、その協定の効果を十全なものとしてロカルノ条約の欠を補い、欧州平和維持に貢献せんとしたのであった。英国は、東方協定をかく成立させてフランス、ソ連の結合をさえ承認し、ロカルノ条約がソ連に一顧も与えなかつた態度を一八〇度転換しているのであった。このようにみて英国外交は、宥和の見地から事態につき、機に臨み、変に応じて行動しようとしたことは、

ここにも明らかであると言わねばならない。この考察の中から浮かび上がってくるものは、仏ソ両国の動きの中で、あくまでもドイツの立場を尊重してその欧州政局における平等互恵の状態を政治的にも作出しようと努力している英国の姿であった。これに關しての英国外相はサイモンと一九三五年六月に彼をつぐS・ホーアの二人であったが、英国外交はドイツを仏ソ両国の自己的利害から防衛し、それに平等互恵の立場を得させるよう行動したと結論づけねばならない。そしてこれが言うまでもなくN・チェムバレン(Neville Chamberlain)のシモン・ヘン対独宥和にまでいたるのであり、この両外相の行動は、その宥和政策の背景をなすものであると断定しなければならないのである。

(1) D.D.F., 1932-1939, 1^{er} Série, Tome VI, op. cit., No. 458, M. Barthou aux Représentants de France à Rome, Berlin, Valsovie, Prague, Paris, 12 juillet 1934, p. 945. ソ連はかつてフランスに与えられる保障を、フランスに対すると同様ドイツにも与える。フランスによってソ連に与えられる保障をドイツにも与える。この二方面の施策によって、フランスがソ連政府と共に追求している東ヨーロッパの領土的安定策に対する大英帝国の即効的な支持 (l'appui effectif et immédiat) をフランスに保障し得るといふ安心 (les apaisements) をサイモン卿に与えることができるという確信をバルトウ外相は表明している。なおフランス政策の明瞭な平和主義的性格と欧州の現実的情勢とは、英国側で醸成せられた反対を表明する仮説を全く空理的なものとみえさせる。この。

(2) D.I.A., 1935, Vol. I, op. cit., pp. 252-53, Footnote 2. 一九三五年七月一日、二二日のロンドンにおける英仏両国会談の結果「そしてドイツ」(and Germany) という語をバラグラフ1のフランスという語のあとにと、バラグラフ2のロシアという語のあとにと、英仏協定において挿入する。この協定においてロシアとフランスによって引受けられた義務は、これによってそれぞれフランスとロシアに關してのみならず、ドイツとの關係においても適用せられる。

更にこの会談においてこのような協定の締結と、現在考えられている相互安全保障システムへのドイツの参加は、全国家の安全保障体制内でのドイツの軍備平等権という原則の合理的適用を用意するような協約締結交渉再開のために、最上の基盤を提供することが、同意された。

(3) Ibid., pp. 252-53. J.A.S. Grenville, op. cit., pp. 102-104, Treaty of Mutual Guarantee between the United Kingdom, Belgium, France, Germany and Italy, Locarno, 16 October 1925. しかし言及する如く東方協定第一章第一部地域協定の一条、二条は、協定署名国が国際連盟規約にのっとりて相互援助を提供することを規定している。第二章仏ソ協定一条は、これによりロシアがフランスと「そしてドイツ」とに對しロカルノ条約の英伊兩國の立場と同じ義務を引受け、二条は、フランスが、ロシアと「そしてドイツ」とに對し、地域協定第一部により連盟規約一六条、一五条七項の内容履行のために生起する義務を引受ける規定であり、ロカルノ条約の二条、四条等にその先蹤をみるものである。

(4) D.I.A., op. cit., pp. 261-63, (V) Aide-Mémoire communicated by His Majesty's Chargé d' Affaires at Berlin to the German Minister for Foreign Affairs, 5 August 1935. このメモにおいて英国政府は、本文の如き見解を述べ、結局ドイツが全く近隣に限られた、その各国との双務安全保障条約だけでなく、東欧六カ国、リスマニア、ポーランド、チェコスロバキア、ラトビア、エストニア、ロシアとの間に集団安全保障条約を締結しようとするのべている。この関連で航空協定への言及があるが、これはドイツ政府が東方協定に對してなす助力が英独兩國政府に働きかけてその成就を導くだろうとし、この航空協定はロカルノ条約の複製品 (duplication) となるだろうと言っている。当時は一九三五年四月一日のドイツによるベルサイユ条約破棄の下に、ドイツ空軍の存在が公表された時であった。もっとも、独空軍の存在は一九三三年以来公然の秘密とも考えられており、ゲーリング (Hermann Goering) 航空委員長が実質上の航空大臣とも考えられていた。The Second World War, I, the Gathering Storm, first published in 1948, this edition in 1964, W. Churchill, Cassell, pp. 128-140. 当時英国では、チャーチルによつて空中戦の到来が恐怖をもつて予言されつづけ、兵士の頭上、軍港、工場、大都市、市民への空からの攻撃が如何なる結果を引き起すがことある毎に言及せられていた。ドイツ空軍の実力は甚だしく誇大に語られていた節が強い。British Rearmament in the Thirties, R.P. Shay, Jr., Princeton Univ. Press, 1977, pp. 37-54. 一九三四年春には、ドイツの航空機建造力は倍加されたと考えられた。こうして新しく三八飛行中隊 (一二機〜一八機編隊) が二〇のそれにかわつて建設せらるべきだとされ、更に二千万ポンドの資金で四五中隊が建造されるべしというプランが承認された。これは一九三四年七月のことであるが、ドイツでは一九三六年一〇月までに千三百の航空機を建造することが決定されたという報告もあった。このため二二飛行中隊の建造を四年から二年にちぢめた年月で完成するようという要請がなされ、このためこれに關して財政問題が激しく議論された。

六 ち す び

東方協定は、時の仏外相ルイ・バルトウの肝入りで、欧州の天地に出現しようとした。これが東方ロカルノと呼ばれる経緯については、ここに検討した如くである。即ちドイツを一つの協定にもち来して、ドイツ西国境に対する現状維持保障と同様のものをドイツ東国境にほどこそうとしたのである。このため同外相は、ポーランド、チェコスロバキア、ルーマニア、ユーゴスラビア等を歴訪してその成立への根回しを行った。しかしここに疑問とするのは、バルトウ外相がこのためにドイツと接触した事実が無いことである。ドイツをこそこの協定の成立のためには、協議、説得すべきではなかったかと思われるにかかわらず、である。ただ同外相は、この協定に対するドイツ拒否（一九三四年九月一〇日）の一カ月後（同一〇月九日）に暗殺されて終るので、この点問題無きにもあらずであるが、この同外相の態度よりして、

- ① ルイ・バルトウは、ヒットラー・ドイツの真意に対し、明確な判断を有していた。
- ② 東方協定の成功、不成功はそれとして、この際東方協定成立外交を展開することによって、第一次世界大戦後フランスが培ってきた東欧フランス安全保障体制、ポーランドと小協商のそれを強化することができる。
- ③ ヒットラーのドイツにおける政權獲得以来生じている、フランス安全保障圏としてのこれらの国々の動揺を静めることも、東方協定外交の展開によって効果的となる。
- ④ これらのフランスの意図を最も効果的に達成する道は、ソ連の東方協定への参加である。ソ連を動かすことができれば、フランスのこの三つの目的は充二分に達成せられる。

これが東方協定外交を展開したルイ・バルトウの真の意図であり、目的であったと考えねばならない。ロカルノ条約の存在を前提とするならば、西に英国、イタリアを保障国としてもち、その上、東にソ連邦を加えることができれば、まことフランス対独安全保障は完全のものとなるのである。この思いに恐らくルイ・バルトウはひそかな興奮を禁じ得なかったのではなからうかとさえ察せられるのである。そして彼は、見事ソ連の獲得には、成功する。しかし、これもソ連邦が、ヒットラー・ドイツの出現を恐れて自らフランスの企てに参加するというのであるとするならば、恐ろしい敵の出現が、実はソ連を動かしていた要素の方が強く、この結果がバルトウ外交にソ連獲得の名をなさしめたこととなり、このことはバルトウ外交にとってまた皮肉な運命と言わねばならない。しかし、ポーランド、チェッコスロバキア、ルーマニア、ユーゴスラビアの中からは、ただチェッコスロバキアのみが、東方協定への参加を受諾する。そして東方協定の破綻、仏ソ相互援助条約の締結がこの中から浮かび出るが、こうして明らかに仏ソ兩國関係は、一八九一年、九三年の仏露同盟の再現を思わすこととなり、東方協定の集団安全保障（ロカルノ的）が二国同盟関係となり、これからすると東方協定問題は、戦争を防遏するよりそれを一歩引付けたこととも想像されるのである。こうしてルイ・バルトウの東方協定外交は、ヒットラー・ドイツの真意を適確に判定するあまり、戦争を予定した同盟外交の狙いを色濃くもつものとなったと断じねばならないのである。そしてそれかあらぬか、東方ロカルノを拒否したヒットラーは、その前提となるロカルノ条約を一九三六年三月七日に破棄し、その意味では彼のロカルノに対する前後一貫性を明確にすることとなるのである。ドイツによるロカルノ条約の破棄は、この意味においてルイ・バルトウの東方ロカルノ構想を一举に粉碎するおそれも含んでいた。

かかる意味においてなお、ルイ・バルトウが真に東方協定の成立を庶幾していたのかどうかは、その東方協定草案

説
において第一章協定にフランスみずからは参加せず、フランスは第二章協定たる仏ソ協定にのみ加入して、しかもソビエト・ロシアが東方協定においてロカルノ条約と同様の保障義務を引受けるのにかかわらず、フランスはあくまで、ソ連、ドイツ共に連盟組成国の場合にのみ、東方協定第一章協定第一部一条、二条の義務、即ち連盟規約上の義務（ここでは例えば、一六条、一五条七項）をのみ引受けるとし、また同第一章協定第二部三条の協議参加義務のみ

論
を引受けるとしていることからここまで来てきたような一つの忖度がフランス（ルイ・バルトウ）の東方協定に対する思い入れについて行われ得るのである。

かくしてルイ・バルトウ仏外相の東方協定外交は、その意図、目的、甚だ複雑な様相であり、同外相の眞の狙いは、ロカルノ条約に東方ロカルノ協定を対置さすことより、フランス東方安全保障策の強化安定にあり、その中核としてソ連邦との接近、同盟外交関係の樹立的をしばったものであると考えねばならないのである。これを同外相は、戦争の破裂を背景にもって推進したと断じねばならない。

小論においては、主として東方協定草案の条文を国際連盟、ロカルノ条約等の条文と対比することからこの考えを導き出したというのが一つのむすびになるのである。次のテーマとしては東方協定をめぐるフランスとポーランド、小協商、ドイツ等との政治折衝をとりあげ、この面からも東方協定に関するこの考え方を明らかにしてゆかねばならないと考えていることを付言し、これらに対する大方の御叱正を期してこの論述を擱筆したい。